

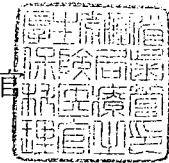


保医発第0912001号
平成20年9月12日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第449号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、関係者に周知徹底を図られたく通知する。

なお、本通知は平成20年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成20年3月5日保医発第0305006号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

1 メタルコア

- (1) 大白歯 47 点
- (2) 小白歯・前歯 29 点

2 その他

- (1) 大白歯 32 点
- (2) 小白歯・前歯 21 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

- (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
- (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

- (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
- (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

- (1) 単純なもの 13 点
- (2) 複雑なもの 29 点

2 歯科充填用材料 Ⅰ

- (1) 単純なもの 11 点
- (2) 複雑なもの 28 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジニンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

3 歯科充填用材料 Ⅱ

- (1) 単純なもの 5 点
- (2) 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

4 歯科充填用材料 Ⅲ

2 点

M010 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

1 14カラット金合金

- (1) インレー
複雑なもの 469 点
- (2) 4分の3冠 586 点

2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

M014	ジャケット冠（1歯につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 歯につき	2 点
M015	硬質レジンジャケット冠（1歯につき）	
	1 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
	2 歯冠用光重合硬質レジン	213 点
M016	乳歯金属冠（1歯につき）	39 点
M017	ポンティック（ダミー）（1歯につき）	
	1 鋳造ポンティック（ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 大臼歯	327 点
	ロ 小臼歯	247 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	大臼歯・小臼歯	32 点
	2 金属裏装ポンティック（ダミー）	
	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕	
	(1) 14カラット金合金	440 点
	(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 前歯	133 点
	ロ 小臼歯	168 点
	(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	前歯・小臼歯	21 点
	3 前装鋳造ポンティック（ダミー）	
	(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	197 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	40 点
M018	有床義歯	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1 局部義歯（1床につき）	
	(1) 1歯から4歯まで	2 点
	(2) 5歯から8歯まで	3 点
	(3) 9歯から11歯まで	5 点
	(4) 12歯から14歯まで	7 点
	2 総義歯（1顎につき）	7 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	50 点
M020	鋳造鉤（1個につき）	
	1 14カラット金合金	
	(1) 双歯鉤	
	イ 大・小臼歯	474 点
	ロ 犬歯・小臼歯	385 点
	(2) 両翼鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	385 点
	ロ 犬歯・小臼歯	296 点
	ハ 前歯（切歯）	228 点